

仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い（案）

企業会計審議会は、平成 29 年 12 月 16 日に「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い（案）」（以下、公開草案）を公表しています。

公開草案では、大きく①仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が保有する仮想通貨の会計処理、②仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨の会計処理、③開示の 3 項目についての定めが記載されており、今回は上記のうち①及び③の部分についてご紹介したいと思います。

①仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が保有する仮想通貨の会計処理

仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者は、保有する仮想通貨に活発な市場が存在する場合、市場価格に基づく価額をもって当該仮想通貨の貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額は当期の損益として処理することとされています。

一方、仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者は、保有する仮想通貨に活発な市場が存在しない場合、取得原価をもって貸借対照表価格とし、期末における処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む）が取得原価を下回る場合は、当該処分見込価額をもって貸借対照表価額とし、取得原価と当該処分見込価額との差額は当期の損失として処理するとされています。

なお、上記の活発な市場が存在する場合とは、継続的に価格情報が提供される程度に仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所において十分な数量及び頻度で取引が行われている場合をいうとされています。

③開示

仮想通貨交換業者または仮想通貨利用者が仮想通貨の売却取引を行う場合、当該仮想通貨の売却取引に係る売却収入から売却原価を控除して算定した純額を損益計算書に表示するとされています。

また、仮想通貨交換業者または仮想通貨利用者が期末日において保有する仮想通貨については、以下の事項の注記を定めています。（なお、下記のうち②は仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨に関する注記となります。）

- | |
|---|
| ①期末日に保有する仮想通貨の貸借対照表価額の合計額
②預託者から預かっている仮想通貨の貸借対照表の合計額
③期末日に保有する仮想通貨について、活発な市場が存在する仮想通貨と活発な市場が存在しない仮想通貨の別に、仮想通貨の種類ごとの保有数量及び貸借対照表価額（但し、貸借対照表価額が僅少な仮想通貨については、貸借対照表価額を集約して記載することができる。） |
|---|

なお、上記の注記は、期末日において保有する仮想通貨の貸借対照表価額の合計額が資産総額に比して重要でない場合には省略することができることとされています。

以上